

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 末宗 秀雄

1 日 時

平成27年10月16日（金） 午前10時00分から
午後 3時02分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

末宗秀雄、吉岡美智子、志村学、大友栄二、土居昌弘、毛利正徳、濱田洋、
元吉俊博、井上伸史、後藤慎太郎、羽野武男、二ノ宮健治、三浦正臣、
藤田正道、馬場林、尾島保彦、戸高賢史、荒金信生、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

衛藤博昭、木付親次

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、久原和弘、佐々木敏夫、桑原宏史、森誠一

6 出席した執行部関係の職・氏名

企業局長 日高雅近、病院局長 田代英哉、会計管理局長 阿部恒之 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第81号議案平成26年度大分県病院事業会計決算の認定について、第82号議案平成26年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第83号議案平成26年度大分県工業用水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について、第94号議案平成26年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第105号議案平成26年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	井上薫
議事課委員会班	課長補佐	工藤ひとみ
議事課議事調整班	主幹	堺田健

決算特別委員会次第

日時：平成27年10月16日（金）10：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 企業局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

3 病院局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

4 一般会計及び特別会計決算審査

- (1) 決算概要説明（会計管理者）
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答

5 部局別決算審査

- (1) 会計管理局
 - ①決算審査
 - ②質疑・応答

6 内部協議（上記4及び5に係るもの）

7 その他

8 閉 会

会議の概要及び結果

末宗委員長 ただいまから、決算特別委員会を開きます。

第2回定例会及び第3回定例会において付託を受け、継続審査となっております第81号議案から第83号議案まで及び第94号議案から第105号議案までの15件の決算議案の認定について、本日から審査を行います。

審査に先立ちまして、決算審査の方針等について申し上げます。

去る7月23日の委員会におきまして、本委員会の運営要領を決定していただきました。決算審査の方針といたしまして、1 計数の確認、2 収支の正否、3 財産管理の適否、4 行政効果、5 必要な改善措置、となっております。

具体的な審査につきましては、先日の委員会の席上でお配りした決算審査のしおりを参考にしてください。

審査は、さきに決定いたしました日程により行います。

次に、前年度の審査報告書に対する措置結果についてですが、各部局審査の際に該当部局から説明がありますので、措置結果に対する質疑は各部局審査の質疑とあわせてお願いします。

また、各部局の審査終了の都度、審査における質疑等をもとに審査報告書の検討を行います。

各委員におかれましては、運営要領に従い、円滑な委員会運営にご協力をお願いします。

それでは、この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日の審査は、企業局、病院局、会計管理者及び会計管理局関係であります。

これより企業局関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、企業局長及び関係者の説明を求めます。

日高企業局長 企業局長の日高でございます。委員の皆様方には、日頃から電気事業、工業用水道事業の運営に、格別のご理解ご支援をいただき厚く御礼申し上げます。

本日は、両事業の平成26年度決算等についてご審議いただきますが、よろしくお願いたします。

最初に、私のほうから、企業局の経営概況についてご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の1ページをごらんください。

初めに電気事業でございます。

企業局では、大野川発電所を初め12の水力発電所及び松岡太陽光発電所で発電した電力を九州電力に供給しております。

1の発電電力量の推移でございますが、平成26年度の水力発電の売電実績電力量は、赤の折れ線グラフの1番右端、約2億7,200万キロワットアワーで、目標供給電力量に対し108.2%、前年度実績に対しては132.7%、その差は約6,700万キロワットアワーの増となっております。

これは、26年度は降水量に恵まれ、効率的な貯水・発電ができたこと、前年度25年

度は降水量が少なかったこと、また、オーバーホール工事で停止していた芹川第一、第二、鳴子川の3発電所が再稼働したことによるものでございます。

その下に緑線で示しているのが太陽光発電でございます。26年度の売電実績電力量は約159万8千キロワットアワーで、前年度実績に対し127.6%、約34万6千キロワットアワーの増となっております。これは25年度が7月からの稼働のため、9カ月分であることによるものでございます。

次に2の電力料金の収入の推移です。

平成26年度の水力発電の電力料金収入は約20億5,100万円で、前年度に対し105.7%、約1億1,100万円の増となっております。

1の売電実績電力量の伸びほど電力料金収入は伸びておりませんが、これは、水力発電は降水量等の影響を受けやすいわけですが、それでは安定した経営を維持しにくいので、定額の基本料金と従量料金の2部制を採用して安定した収入の確保に努めているためでございます。

ちなみに、これ以外に、太陽光発電の電力料金収入が、平成26年度は約6,400万円ございました。

3の単価の推移でございます。水力発電の電力料金単価については、九州電力と2年ごとに契約変更しており、平成26年度と27年度の平均単価は、1キロワットアワー当たり8円07銭となっております。

4のグラフは純利益の推移でございます。平成26年度の純利益は約2億9,200万円で、前年度に比べ約9百万円の増となっており、経営は順調に推移しているものと考えております。

続きまして、工業用水道事業についてご説明いたします。

資料の裏面2ページをごらんください。

工業用水道事業では、大野川から取水した水を大分市下判田と大津留にある2カ所の浄水場で浄化し、大分市内の各企業に工業用水として供給しております。

上段の1のグラフをごらんください。

一番上の青い折れ線は、各企業との1日当たりの総契約水量の推移を表したもので、平成26年度は、前年度と同じ日量約55万5千トンでスタートしましたが、契約水量の増量があり、7月以降は約55万6千トンとなりました。

これに対し、一番下の赤い折れ線は実際に各企業に供給した1日当たりの総実績給水量の推移をあらわしたものでございます。26年度の実績給水量は日量約44万2千トンで、契約水量に対する給水率79.6パーセントとなっております。

水道料金は、安定した経営ができるよう責任水量制を採用しており、実使用料が契約水量を下回っても、契約水量による料金を支払っていただくようになっております。これは、事業開始時に企業の要望によって設備規模を決定しているためでございます。

資料の中ほどの四角の中をごらんください。

現在41の事業所に給水しており、契約水量の多い事業所は、新日鐵住金23万トン、鶴崎共同動力11万トン、王子マテリア6万トン、住友化学が5万4,300トンで、この上位4社で全契約水量の約8割を占めております。

1番下、2の純利益の推移でございます。

平成26年度の純利益は約5億9,800万円で、前年度に比べ約2億2,700万円の増となっております。これは、会計基準の見直しで修繕引き当ての基準が厳格化され、引当金を計上しなかったことで、費用が大きく減少したことが主な理由でございます。

工業用水道事業については先ほどご説明いたしましたとおり、責任水量制を採用していることで営業収益は安定しており、良好な経営が維持できているものと考えております。

以上で、企業局の経営概況の説明を終わります。

のちほど、総務課長から決算等の詳細について説明いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、「平成26年度行政監査、包括外部監査結果の概要」につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料、「平成26年度行政監査、包括外部監査結果の概要」でございますが、企業局は昨年度の行政監査について対象になっていませんでしたので、包括外部監査についてご説明させていただきます。

それでは、2ページをお開き願います。包括外部監査結果の概要でございます。

平成26年度の包括外部監査では、「委託契約に係る財務事務の執行について」をテーマとして、4監査の着眼点にありますように、県全体や所管各部局における委託契約管理が適正に行われているか等の視点で、50件の監査結果及び147件の意見をいただいております。

それでは、監査結果等のうち、企業局に関する項目についてご説明いたします。

資料の8ページをお開きください。まず、監査結果について主なものを説明いたします。

3つ目の積算書の評価体制についてですが、これは、企業局内には、知事部局のようにITに知見がある職員がおらず、IT調達の見積もりの積算結果の妥当性について評価できる体制が整備されていない、というものです。このため、例えば、知事部局に支援を依頼するなどして適切に積算結果を評価できる体制を整備する必要があるなどの監査結果をいただいております。

続きまして、26ページをお開きください。意見の内容について主なものをご説明いたします。

1つ目の対応マニュアルの整備とモニタリングやマネジメントの活用についてです。

これは、北川ダムにおける魚類のへい死を受け、事故対応マニュアルの整備やダム湖内の酸素濃度のモニタリングなどの対応を行うこととしたことに関し、実効性の担保のため、定期的かつ継続的なモニタリングを実施することで、ノウハウを醸成していくとともに、ほかのダムにおけるモニタリングやマネジメントにも活用、または応用していくことが望ましい、という意見をいただいたものです。

2つ目、3つ目の反社会勢力の確認についてですが、これは、一般競争入札や委託契約の中で、反社会勢力に該当しないかの検討が事前になされていない事例が見受けられた、との意見をいただいたものです。

以上で「平成26年度行政監査、包括外部監査結果の概要」の説明を終わらせていただきます。

有瀬総務課長 第82号議案平成26年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定、並びに第83号議案平成26年度大分県工業用水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並

びに決算の認定につきまして、お手元に配付の平成26年度大分県公営企業会計決算書によりまして、説明させていただきます。

初めに、電気事業会計についてご説明します。決算書の1ページをお開きください。

電気事業の概況ですが、平成26年度の発電状況などの総括事項等を記載しております。続いて2ページには職員数や給与状況などの職員に関する事項、3ページは電力料金等に係る契約事項を、次に4ページから7ページまでは工事、委託の発注状況などを記載しておりますが、時間の関係から説明は省略させていただきます。

次に8ページをお開きください。3の業務でございます。

1番上、(1)の業務量でございます。電気事業では、12の水力発電所で発電した電力を九州電力に供給しております。表の下から2段目、水力発電所合計ですが、平成26年度は目標供給電力量に対しまして、売電実績は108.2%と大きく伸びております。これは、昨年度は年間降水量、雨が平年に比べて多かったことによるものでございます。

また、表の1番下、松岡太陽光発電所は約160万キロワットアワーの売電実績となっております。

次に、(2)事業収入に関する事項をごらんください。前年度と比べて大きく増減した主な科目についてご説明させていただきます。

当年度欄の1番上の営業収益は、21億3,502万円余りとなり、前年度に比べて、1億2,452万円余りの増となっております。これは、ただ今ご説明しましたように、26年度は雨が多かったことありますが、前年度の25年度は、逆に雨が少なかったことや3つの発電所がオーバーホール工事などで発電がとまっていたため、発電が少なかったことによるものであります。

次に、表の中ほど、財務収益は6,822万円余りで、前年度に比べて2,519万円余りの増となっております。これは、26年度決算から、26から27年の年度をまたがる利息計算においては、26年度の期間に係る利息については26年度の収益に計上するように変更したことによるものであります。

次に、事業外収益の長期前受金戻入は、純増となっております。

これは、平成26年度の予算、決算から適用となる地方公営企業会計制度の見直しとして、補助金や工事負担金などを充当して取得した償却資産については、これまで充当部分については減価償却をしなくてもよいとする、みなし償却制度が廃止されました。これに伴い、今後は補助金や工事費負担金などの充当部分も減価償却するかわりに、同額を長期前受金戻入という、新会計基準により現金収入を伴わない収益を計上するようになったことによるものでございます。

その下の雑収益は3,402万円余りの減となっておりますが、これは前年度に濁水準備引当金の全額取り崩しを行ったことによるものでございます。

以上により、当年度の事業収入合計は22億4,617万円余りとなり、前年度に比べ、1億2,515万円余りの増となっております。

次に支出であります。(3)事業費に関する事項をごらんください。

1番上の営業費用は18億2,248万円余りで、前年度に比べて9,826万円余りの増となっております。

主なところを見ていただきますと、職員給与費が5億8,576万円余りで、給与の特

例減額措置の終了などにより3,548万円余りの増となっております。また、修繕費が4億619万円余りで、発電所のオーバーホール工事のための引当金計上などにより6,489万円余りの増となっております。

3つ飛ばして減価償却費の1,868万円余りの増は、資産の新規取得に加え、収入のところでご説明したように、補助金等が充当されている償却資産については、新会計基準によるみなし償却制度の廃止により、補助金等により取得した償却資産の全額を減価償却するようになったことによるものでございます。

その下、財務費用は8,818万円余りで、前年度に比べ1,621万円余りの減となっておりますが、これは、企業債の支払利息で、元金返済の進捗に合わせて利息が経年減少したものでございます。

その2つ下、特別損失3,446万円余りでございますが、これは会計制度の見直しによりまして、26年6月に支給したボーナスのうち、その対象期間の過年度25年12月から26年3月に係る分につきましては、過年度損益修正損として計上したものでございます。

以上により、当年度の支出である事業費合計は19億5,449万円余りとなり、前年度に比べ1億1,611万円余りの増となっております。

この結果、1番下の表、差引収支の欄にございますように、平成26年度の電気事業の純利益は2億9,167万円余りとなり、前年度に比べ903万円余りの増となりました。

次に、14ページをお開きください。ただ今ご説明した収益・費用の状況を損益計算書の形にしたものでございます。

1の営業収益は(1)の電力料などで、真ん中の列の1番上、21億3,502万円余りとなっております。2の営業費用は(1)の水力発電費や一般管理費など18億2,248万円余りで、主なものは職員給与費や修繕費、減価償却費等であります。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、1番右列の中ほどで、3億1,253万円余りとなっております。

このほか、3の財務収益と4の事業外収益から5の財務費用と6の事業外費用を差し引いた収支は1,360万円余りで、営業利益にこの額を足した経常利益は3億2,614万円余りとなります。

この経常利益から、7の特別損失、(1)の過年度損益修正損3,446万円余りを差し引いた金額、2億9,167万円余りが当年度の純利益となります。

また、下から2番目にその他未処分利益剰余金変動額として3億8,076万円余りを計上しておりますが、こちらも26年度からの会計制度の見直しに伴い新たに追加されたものです。以前は、利益剰余金である減債積立金や建設改良積立金を使用して、企業債の償還や建設改良を行った場合などに、その使用した額に相当する額を直接、資本金に組み入れる組入資本金制度がこれまで認められておりました。しかし、平成26年度からこの制度が廃止されたため、使用した額に相当する額は、その他未処分利益剰余金変動額として、純利益とともに当年度未処分利益剰余金となるものでございます。当年度純利益と合わせまして6億7,243万円余りとなります。

次に、18ページをお開き願います。当年度未処分利益剰余金の処分についてご説明いたします。

平成26年度大分県電気事業剰余金処分計算書（案）でございます。表の1番右の列、未処分利益剰余金につきましては、1番上に記載の当年度末残高6億7,243万円余りのうち、当年度純利益に相当する2億9,167万円余りにつきましては、企業債の償還のため減債積立金に積み立て、また、積立金を使用した分に相当するその他未処分利益剰余金変動額3億8,076万円余りにつきましては、これまでと同様に資本金に組み入れたいと思います。

最後に、20ページから21ページをお開き願います。こちらが貸借対照表でございます。

先ほどより、平成26年度から会計制度が見直されたと申し上げておりますが、この貸借対照表につきましても制度見直しの中で、科目等が変更になった点がございますので説明させていただきます。

変わったのは、主に右側の負債の部や資本の部でございます。

まず、負債の部の3固定負債及び4流動負債の(1)に、それぞれ借入金である企業債を計上しておりますが、これらはこれまで、下の資本の部の6資本金に借入資本金として整理されていたものでございますが、新会計基準の適用により負債に整理することになり、1年以内に償還する分を流動負債、それ以外のものを固定負債に分けて計上しております。

また、5繰延収益でございますが、先ほど収入のところでもご説明しましたとおり、新会計基準の適用により、26年度からのみなし償却制度の廃止により、これまで減価償却をしていなかった補助金等の充当された償却資産についても、全額を減価償却するようになりました。これに伴い、従来、資本の部の7剰余金の(1)資本剰余金に整理されていた補助金等や工事費負担金などのうち、償却資産に係る分につきましては、こちらの繰延収益の長期前受金に計上した上で、補助金等に係る減価償却相当額を長期前受金戻入という形で収益化していくようになったものでございます。

以上によりまして、右側の表の中央、負債合計は42億9,794万円余りとなっております。下から2番目、資本合計は146億5,379万円余りとなっております。また、各ページの1番下にあるとおり、資産合計及び負債資本合計は189億5,173万円余りとなっております。以上で、電気事業会計の説明を終わります。

引き続きまして、工業用水道事業会計についてご説明いたします。この決算書の52ページをお開きください。

工業用水道事業は、大野川の白滝橋取水口から取水した水を大分市の下判田と大津留にあります2カ所の浄水場で浄化し、1日に最大で56万4千トンで大分地区臨海工業地帯に立地する企業41社に供給する事業でございます。

(2) 事業収入に関する事項でございます。

営業収益のうち給水収益は、決算額が19億9,828万円余りとなり、前年度に比べて76万円余りの増となっております。これは年度途中で、一部の企業さんで契約給水量が増加したことによるものでございます。

その下、営業外収益は3億3,370万円余りとなり、前年度に比べ2億7,849万円余りの増となっておりますが、電気事業でご説明いたしましたとおり、平成26年度からのみなし償却制度の廃止により、新会計基準の適用で、現金収入を伴わない収益である長期前受金戻入が新たに追加されたためでございます。工業用水道事業は、電気事業と比

べ、国からの補助金やユーザー企業からの工事負担金等を多く受け入れておりますので、このような額になっております。

以上により、事業収入合計は23億4,153万円余りとなり、前年度に比べ2億7,945万円余りの増となっております。

次に、支出であります(3)事業費に関する事項でございます。

営業費用は16億2,227万円余りで、前年度と比べて4,189万円余りの増となっております。主なものを見ますと、職員給与費の3,382万円余りの増は、前年度実施した給与の特例減額措置の終了等によるものです。次に、修繕費の2億8,399万円余りの減は、会計基準の見直しにより修繕引当金の引当要件が厳格化されたことにより26年度は修繕引き当てを行わなかったことなどによるものでございます。

次に、動力費2,364万円余りの増は、大口電力料金の値上げ等による動力費の増加。2つ飛ばして、減価償却費2億7,152万円余りの増は、主に26年度から、償却資産のうち補助金や工事費負担金充当部分も減価償却を行うようになったためでありまして、収入の長期前受金戻入の増加とほぼ相殺の関係になっております。

営業外費用は1億50万円余りで、1,042万円余りの減となっておりますが、これは主に企業債利息の経年減少によるものでございます。

特別損失は2,060万円余りで、電気事業と同様、会計制度の見直しに伴って、平成26年6月に支給したボーナスのうち、過年度分を過年度損益修正損として計上したものでございます。

これらにより、事業費合計は17億4,338万円余りで、前年度に比べ5,207万円余りの増となっております。

以上を差し引きしまして、平成26年度の純利益は5億9,814万円余りで、前年度に比べ2億2,738万円余りの増となっております。

次に、58ページをお開きください。損益計算書についてご説明いたします。

1の営業収益は(1)給水収益がほとんどで、20億783万円余りとなっております。

2の営業費用は16億2,227万円余りで、(1)の原水及び浄水費は、大津留と判田の2つの浄水場の取水口から浄水場までの経費と浄水に要する経費、(2)の配水及び給水費は2つの浄水場の集水井以降に係る経費、(3)の総係費は本局の経費でございます。それぞれ主な内訳は、職員給与費、修繕費、動力費、薬品費、委託費などでありまして、

1営業収益から2営業費用を差し引いた営業利益は、1番右の列のように、3億8,555万円余りとなっております。これから営業外収益と営業外費用を加減した経常利益は、やはり右端の欄の上から3つ目、6億1,875万円余りとなり、さらに特別損失を差し引いた当年度の純利益は下から3つ目、5億9,814万円余りとなっております。

また、下から2番目のその他未処分利益剰余金変動額は、電気事業同様、新会計基準の適用によりまして、26年度からの組入資本金制度の廃止により追加された項目などございまして、26年度中に使用した減債積立金や建設改良積立金等に相当する額、6億8,943万円余りでございます。上の段の当年度純利益と、このその他未処分利益剰余金変動額を加えた1番下の当年度未処分利益剰余金は、12億8,757万円余りとなっております。

次に62ページをお開き願います。

平成26年度大分県工業用水道事業剰余金処分計算書（案）についてでございます。

表の1番右の列、未処分利益剰余金につきましては、1番上の12億8,757万円余りのうち、企業債の償還のための減債積立金に3億5,717万円余りを、建設改良積立金に1億4,096万円余りを、地域振興積立金に1億円をそれぞれ積み立てたいと考えております。これら3つの積立金への処分は、さきほどご説明した当年度純利益分でございます。

また、過去の積立金を使用した分であるその他未処分利益剰余金変動額に相当する6億8,943万円余りについては、これまでどおり資本金に組み入れたいと考えております。

また、表の下から2番目でございますが、当年度未処分利益剰余金の処分とは別に、今回の会計制度の見直しにあわせまして、今後の資本剰余金には、土地などの非償却資産に充当されている補助金や受贈財産評価額、工事費負担金だけを整理することとし、既に除却済みの資産に充当されていた額に相当する分につきましては、資本剰余金から未処分利益剰余金へ振りかえたいと考えております。

最後に、64ページから65ページをお開きください。こちらが貸借対照表でございます。

企業債が資本金から負債に変わるなどの変更点は電気事業と同様でございますが、工業用水道事業は補助金等の資本剰余金が多かったことから、その部分の変動が電気事業に比べて大きくなっております。

具体的に申し上げますと、残存している償却資産に係る補助金等については、従来は65ページ下側、資本の部の7剰余金の(1)資本剰余金に計上されておりましたが、それが26年度からは、上の負債の部の5の繰延収益に振りかわっておりまして、これが表右端のとおり39億1,056万円余りでございます。

また、先ほどご説明しました移行処理のとおり、償却資産と資本剰余金おのおのから、取得時からの経過年数に対応する減価償却分をそれぞれ減額しましたので、64ページ1番下の資産合計及び65ページ下の負債資本合計は256億9,278万円余りとなっております。

そして、これら、移行処理による減額や繰延収益への振りかえによりまして、65ページ下側、資本の部の7剰余金の(1)資本剰余金は、約4億5,565万円余りとなっております。

以上で、平成26年度電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算に関する説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

末宗委員長 次に、決算審査の結果について監査委員の説明を求めます。

米濱代表監査委員 平成26年度大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算に係る審査結果につきまして、監査委員を代表してご説明いたします。

お手元に配付の平成26年度大分県公営企業会計決算審査意見書をごらんください。

表紙の次のページをお開きください。

この意見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年6月1日に知事から、平成26年度大分県病院事業会計、大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算について、監査委員の審査に付されましたので、その審査結果を取りまとめ、6月29日に知事に提出したものです。

それでは、2枚おめくりいただき1ページをお開きください。

まず、第1審査の概要の3審査の手続をごらんください。

企業局所管の電気事業及び工業用水道事業の決算審査に当たっては、各事業が本来の目的に沿い、経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているかという点に主眼を置き、決算書類は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているか等、こちらに記載の4点について、関係職員の説明を求めるなどして慎重に審査をいたしました。

次に、第2審査の結果についてであります。

企業局所管の各事業会計決算書類は、事業の経営成績及び財政状態ともに適正に表示しており、かつ、出納取扱金融機関の預金残高証明書にも合致し、正確であると認められました。

次に、各事業ごとの審査の内容及び審査意見についてであります。

まず、大分県電気事業会計についてご説明いたします。18ページをお開きください。

18ページから20ページにかけて事業の概要について、21ページ及び22ページに予算及び決算の状況について、23ページ及び24ページに経営成績について、25ページから27ページにかけて財政状態について、それぞれ記載しておりますが、これらについての説明は割愛させていただきます。

28ページをごらんください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成26年度における電気事業の経営成績は、総収益22億4,617万485円に対し、総費用は19億5,449万8,436円で、差し引き2億9,167万2,049円の純利益が生じており、これを前年度と比べますと、903万1,083円増加しております。

これは、降水量に恵まれたことや、芹川発電所のオーバーホール工事の完了に伴って周年を通じた発電が行われたことなどにより、営業収益の電力料が増加したことなどによるものです。

この項の下から3行目をごらんください。

大分県電気事業は安定した電力料収入に支えられ良好な経営を維持しており、財務の安全性も保たれていることなどから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見としましては、大分県企業局は、平成29年度までの4年間の計画期間とする第3期中期経営計画を策定して取り組みを進めており、平成26年度の電気事業は、発電所施設の補修補強工事やオーバーホールなどを行うとともに、大野川発電所についてはリニューアルに向けた基礎的な調査を実施しています。

さらに、松岡太陽光発電所は順調に稼働しており、水力発電とともに環境に優しい再生可能エネルギー発電が一層推進されています。

こうした中、今後とも耐用年数を超え老朽化が進む施設等への安全対策は、安定的な経営の維持に不可欠ですので、優先順位などを適切に見きみわめ、計画的な資金の確保を図りながら、耐震化も含めた長寿命化・更新等の取り組みを進めていく必要があります。

また、国が進める電力システム改革のもと、電力の卸料金規制が撤廃されることとなっており、今年度中に行われる次期電力料金の契約更改等においては、長期的な観点からの判断が必要とされます。

こうした状況を踏まえ、大分県企業局第3期中期経営計画のもと、電気事業を取り巻く環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、直面する重要課題対策についての進捗管理や成果の検証を行い、引き続き安定的な電力の供給を確保し、さらなる経営基盤の強化に努められるよう要請をいたしました。

以上で、大分県電気事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

次に、大分県工業用水道事業会計についてご説明いたします。31ページをお開きください。

工業用水道事業会計につきましても、電気事業会計と同様に、31ページから33ページにかけて事業の概要について、34ページ及び35ページに予算及び決算の状況について、36ページ及び37ページに経営成績について、38ページから40ページにかけて財政状態について、それぞれ記載しておりますが、これらについての説明は割愛させていただきます。

41ページをごらんください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成26年度における工業用水道事業の経営成績は、総収益23億4,153万842円に対し、総費用は17億4,338万7,744円で、差し引き5億9,814万3,098円の純利益が生じており、これを前年度と比べますと、2億2,738万2,107円増加しております。これは、主に修繕費の減少によるものです。

この項の下から3行目をごらんください。

大分県工業用水道事業は良好な経営を維持しており、財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見としましては、大分県企業局は第3期中期経営計画に取り組む中で、26年度の工業用水道事業において移動電源車設置改良工事や給水ネットワーク再構築事業などの各種工事を順調に進めております。

こうした中、施設の長寿命化対策は継続的な事業運営に必要なものであり、施設の改修や更新については多額の資金が必要となることから、費用の圧縮を図りながら計画的に実施することが重要です。

加えて、給水ネットワーク再構築事業完成後は隧道等の劣化度合いが正確に把握できるようになることから、想定を超える重大な改修等に伴う、新たな資金需要の発生にも備える必要があります。

また、近年の異常気象による豪雨によって濁水が発生する事例も認められることから、より良質な工業用水の供給を維持するため、緊急事態に迅速に対応できる組織的な危機管理体制を充実させるとともに、薬品の注入設備や監視制御システムの能力向上を図ることが求められています。

こうした状況を踏まえ、今後とも工業用水の一層の安定供給を確保していくため、健全で良好な運営を持続できるよう第3期中期経営計画を着実に実行し、さらなる経営基盤の強化に努められるよう、要請をいたしました。

以上で、大分県工業用水道事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

末宗委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑の順序について確認をさせて

いただきます。

まず最初に、事前通告をされた委員、次に事前通告なしの委員、最後に事前通告をされた委員外議員の順に質疑を行います。

事前通告なしの委員外議員については、進行状況等を勘案しながら質疑を行いますので、あらかじめご了解願います。

発言は挙手し、私から指名を受けた後、起立しマイクを立てて行ってください。

また、質疑は付託された決算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名等を明らかにしてください。

質疑時間は、1人おおむね5分以内となっておりますので、長時間にわたらないよう、要点を簡潔にお願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず、新会計基準に基づいて決算をしておりますけれども、この新基準の最大の利点、デメリットがあれば教えてください。

あと、電気事業ですけれども、電気料金の問題で、先ほど数字で見ると若干下がりぎみにあるんですけれども、ここ数年での九電との料金交渉はどうであったのかということと、あと電気量料金のこの1円というのは、これも交渉の対象になるのかどうかということ。先ほど代表監査委員のほうからお話があった平成28年度以降の電気料金の自由化の問題。これに対して具体的に、企業局として対策を講じておられるのかどうかという点。

もう1つは、工水の関係ですけれども、内部留保についてさまざまな意見等がこれまでもありましたけれども、確かにジグザグはありますけれども、赤字には転落しないという推計が出されております。1億円の企業立地の促進、基金の積み立て、繰り出しを毎年行っていますけれども、県政貢献というのであれば、この企業立地への資金出動だけではなくて、一般施策でも使えるような資金をプラスして出せないのかどうか、その検討ができないのかどうかということを伺います。

委員長、発言通告はないんですけども、局長の説明で1個確認したいのがあるんですけど、いいですか。

末宗委員長 はい、どうぞ。

堤委員 先ほど、局長が包括外部監査結果の意見で、26ページの反社会勢力の確認についてという説明がありました。結局これは、一般競争入札でその勢力が入っていたということなのか、それとも入っていなかったのかというのが分からなかったのので、再度そこについてお伺いをいたします。

以上。

有瀬総務課長 新会計基準の最大の目的はということでございますけれども、これから人口減少社会、インフラの更新、縮小時代へと時代が転換する時代の中で、経営革新や経営判断に必要な損益の認識、資産、負債の把握等をより一層、今まで以上に正確に行うことが求められているということと、昭和41年以来大きな改正がなされていなかった地方公

営企業会計制度と、今、順次見直されております民間の企業会計制度の整合性を図り、その比較分析を容易にするということで、総務省のほうで平成23年度に改正されまして、26年度からの予算、決算からの適用となったものでございます。

それから、電気料金がここ数年減少傾向で、九電との料金交渉はどうなっているのかということでございます。

企業局の電気料金は、電気事業を運営するに当たってのいろんな経費がございます。そのさまざまな経費を見込んで、それに利益をプラスして、いわゆる総括原価方式で九電との契約を決定しております。先ほど、局長が説明書の1ページで説明しました電気料金単価は、料金交渉により決定した総括原価という金額を年間の目標供給電力量で割ったものでございます。

例えば、今現在、総括原価で契約している金額は20億2,999万円余りとなっております。これが、九電との料金交渉で契約した金額でございます。これを、前回の24年度、25年度は19億8,030万円余りでございました。ですから、総括原価としては2.5%のプラスの増額となっております。それを目標供給電力量で割ったもので、結果的には安くなっているということでございます。

目標供給電力といいますのは、過去30年間の発電の実績を平均したものでございまして、それがふえたり減ったりということで上下しますので、それによって、結果的に単価が落ちたり上がったりということがございます。

それから、1円の交渉ということでございますけれども、水力発電は雨などの天候に非常に影響されますので、経営の安定性の確保という観点から、現在のところ、九州電力、企業局ともに1円を変更する必要はないと考えておりまして、特に交渉の議論とはなっておりません。

それから、自由化の問題で今ご質問がありました。来年4月から電力の自由化が始まります。小売りの自由化も始まりますけれども、我々、卸供給事業者のほうでも自由化という形で、電力は今、九州電力に随意契約という形で、総括原価方式で契約をしております。来年4月以降は、その総括原価方式がなくなりますので、一般競争入札あるいはこれまでどおりの随意契約という形の選択が今後求められております。ただ、一般競争入札をした場合、これまでの東京都とか新潟県の例でいきますと金額は高くなるんですけども、例えば東京都の場合は、東京電力と長期にわたって契約をしております。大分県も、九州電力と長期の供給契約を結んでおります。その契約を破棄するに当たっては、東京都は違約金、いわゆる解約金を請求されて、実際に13億8千万円という金額を払っております。その辺の兼ね合いがありますので、直ちに一般競争入札とするのか、随意契約を継続するのかということについては、現在、九州電力と交渉をしております、九州各県の状況、全国の状況を見ながら、その辺の方針を早急に検討をして決めたいというふうに考えております。

末宗委員長 答弁は簡潔にお願いいたします。

有瀬総務課長（続） それから、1億円の県政貢献の話でございますけれども、県政貢献として一般会計に繰り出している1億円の原資は、工業用水のお客様でありますユーザー企業さんの料金収入から成っております。その使い方は、負担している企業さんの理解が得られる範囲内で支出をしておりますので、現在、毎年1億円を出しておりますけれども、

これについても、企業さんから理解を得られると考えておりますので、現在の方式が1番いいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

日高企業局長 監査でいただきました反社会勢力の確認についてのことですけれども、これは一般競争入札参加の相手方に格別問題があったものじゃないんですけれども、事前の公告文に、そういう旨、これを排除するんだという排除項目をちゃんと入れるべきだということと、事前の手当てをちゃんとしておきなさいという意見でございました。

以上でございます。

堤委員 わかりました。県政貢献という意味から、1億円について企業の利益から得ているということなんでしょうけれども、じゃ、それで早い話が、それ以外の資金使途について話をしたことが過去あるんですか、企業立地だけじゃなくてね。

有瀬総務課長 うちの内部のほうですか。（発言する者あり）企業のほうからですか。（発言する者あり）いいえ、企業さんのほうからは、毎年、年2回、新日鐵さんを初めユーザーの方と懇談会を行いまして、いろいろと事業の説明を行いまして、こういった1億円についてもご理解をいただいております。企業さんのほうでも、こういったことで企業立地が進めば新たな取引ができるということもあって、ご理解をいただいたというふうに我々は思っておりますし、企業さんからも、そういったほかのところに使うべきじゃないかというお話は聞いておりません。

末宗委員長 事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

羽野委員 済みません、1点だけ。公営企業会計決算書の18ページと62ページに剰余金処分の案がありますが、例えば18ページで言えば、減債積立金に2億9千万円、資本金へ3億8千万円等の説明がございましたけれども、理由の説明がありませんでしたので、18ページと62ページのそれぞれの積み立て案として、執行部のほうでこの額にそれぞれ振り分けた理由を説明いただきたいと思います。

有瀬総務課長 18ページの欄でございますけれども、電気事業の場合、14ページにありますように、当年度の純利益は2億9,167万2,049円となっております。これについては、当年度の利益分という形で、27年度の次の企業債の償還のための減債積立金に積み立てたいというふうに考えております。

それから、3億8,076万3,411円につきましては、これまで既に減債積立金や建設改良積立金を使用して、企業債の償還とか、建設改良積立金に使った、既に使っている金額を資本金に入れる組み入れ資本制度というのが今までは事務的にできていたんですけれども、それがなくなったことによりまして、今回、議決をお願いさせていただいたということでございます。ですから、減債積立金については当年度の利益を、いわゆる借金の返済に充てるという形。それと、資本金への組み入れについては、これまで使ってしまったものを、形上、資本金に組み入れたいということでございます。

それから、62ページにつきましても、当年度、こういった未処分利益剰余金が出ておりますけれども、減債積立金につきましても、3億5,700万円につきましては、今後の企業債の償還のための減債積立金に、いわゆる27年度になりますけれども、今後の支払いのために充てると。

建設改良費につきましても、今現在、給水ネットワークとかいう大型の工事を行ってお

りますので、建設改良費に使ったものに充てたいということでございます。それから、1億円につきましては、県政貢献という形でその1億円を地域振興積立金に積み立てたいということでございます。

資本金の組み入れにつきましては、過去の積立金を（聴取不能）した分をこういうふう
に資本金に組み入れるということでございます。

羽野委員 済みません、62ページ、額が妥当かという判断をこちらしなきゃいけないんで、どうして3億5,700万円なのか、1億4千万円なのか、1億円なのかと、その理由の説明をいただきたいということです。

有瀬総務課長 失礼しました。例えば、58ページでしたら、当年度の純利益は5億9,814万3千円という当年度の利益が出ております。これを、まずは1億円を先に積み立てさせていただきます。次に、建設改良積立金1億4,096万円9,106円というのがありますけれども、純利益のおおむね20%を建設改良積立金に積むという内規がござ
いますので、26年度決算の2割相当がこの1億4千万円という形になります。残りを企業債の償還のための減債積立金という形にするものでございます。

以上でございます。

末宗委員長 いいですか。ほかに委員の皆さん。

土居委員 ありがとうございます。電気事業についてですが、決算書の6ページに委託事業の概要が載っております。芹川ダムの水質悪化を改善しようという取り組みをされているようですが、循環ポンプを1台設置していただきました。感謝申し上げます。その効果をお伺いしますとともに、現状まだまだ水質改善されていないという地元の声も
ございますので、今後の取り組みについてお伺いします。

長井工務課長 芹川ダムの水質改善事業につきましてご説明いたします。

芹川ダムにつきましては、昨年度の異臭問題、それ以前もアオコの発生といったことが
ございまして、昨年度から工事を始めまして、昨年度は仮設の循環ポンプを据えまして、
当面の応急対策としております。

そして、本年度には、上流側での栄養の入った水を遮断する分画フェンスと、そして、
その上流側に、ダム湖の湖底のほうに栄養分を誘導する循環ポンプといったものを設置
いたしまして、7月から稼働をしております。今後は、ダム湖のほうに今は仮設の循環
ポンプを置いていますから、これを本設備にするように、現在、発注の準備を進めてい
るところでございます。この本設備で、一応、水環境改善事業は終わる予定でござい
ます。現在のところ、多少上流側の分画フェンスの前後で水質の差は、目視ですが見
られるんですけど、これから本格設備も設置していきますので、引き続き水質等を
モニタリングしながら、この効果を見きわめていきたいというふうに考えて
おります。

末宗委員長 ほかに委員の皆さんありませんか。

それでは委員外議員で質疑はございませんか。

守永委員外議員 ありがとうございます。委員外議員でありながら、通告もせずに申し
わけございません。

2点ほど質問をさせていただきたいんですけれども、決算書の8ページで、事業収入で
水力発電による事業収入が増加したということと、太陽光発電によつての部分も増加
している状況がこの図表から見られるわけですが、水力発電については多雨によつて
プ

ラスとなったというふうな説明がありました。太陽光も27.6%増となっているんですが、太陽光の場合、発電期間が1年目と2年目で違うということが大きな原因であろうと思うんです。実際雨が多いと、太陽光発電というのは力を発揮できないのかなという部分がありますので、同一期間で見た場合にどういう状況かというのがもし分析されていれば教えていただきたいと思います。急な質問ですので、もし手元に資料がなければお答えは結構ですが、ある意味、水力発電というのは安定していると言われながらも、雨が多い、少ないで多少のふれがあるのであれば、その部分、雨が少ないときに、太陽光がカバーできるのであれば投資効果があったのかなというふうな思いもありますので、それがもしわかれば教えてください。

もう1つが、事業としては安定しているという監査の意見でもあったわけですが、施設の維持管理、突発的な事故、そういった部分で注意を払うべき場面がふえているようにも感じているんですが、合理化によって人員もぎりぎりになっている部分もあるように思いますので、計画的な職員の採用と職員の育成といった部分では、どのようになっているのか。順調に進められているのかどうか、お伺いしたいと思います。

長井工務課長 松岡太陽光の状況についてご説明いたします。

26年度については、25年度の比較は今データがないんですけれども、想定していました目標に対しては累計で121%ということで、当初の目標以上の状況です。

そして、現在、27年度9月までと26年度の4月から9月まで、これを比較しますと、今年度については110%で、26年度につきましては累計で116%ということで、27年度につきましては昨年度に比べては少し落ちているという状況でございますが、目標については10%増の110%ということでございます。

有瀬総務課長 老朽化のことでございますけれども、現在、ほかのインフラ整備と同じように、企業局の施設もかなり老朽化をしております。30年代、40年代につくった施設が多いので、それについて老朽化対策を今現在行っているところでございます。

例えば、電気のほうでしたら、先ほど来説明がありましたように、大野川発電所が今後リニューアルを行うという形で、現在準備をしているところでございます。

それから、工水につきましても、給水ネットワークという形で、八十数億円の金額をかけまして、今まで40年間、隧道の点検を行えなかったというところもありますので、今回、ネットワークが完成した後については点検ができるということでございますので、その辺のところについてはこれからやっていきたいというふうに考えていますし、耐震化につきましても順次、工水の耐震化ロードマップというのをつくって、順次やっているところでございます。

体制につきましては、その定数の中で基本的には行っていきたいんですけれども、こういった大型の事業があるときには、知事部局からもご協力をいただきながら順次対応をしているところでございます。なかなか厳しいところはありますけれども、協力いただきながら、プロジェクトの遂行に頑張っているところでございます。

以上でございます。

末宗委員長 いいですか。ほかにありませんか。

ほかにないようでありますので、これをもって企業局関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔監査委員、企業局、委員外議員退室〕

末宗委員長 これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

先ほどの企業局の審査における質疑等を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等の取りまとめについて協議いたします。

ご意見、ご要望がありましたらお願いします。

堤委員 先ほど質問もしたんだけど、工業用水道会計の内部留保の問題。

これは平成54年までずっと推計を出しているんだけど、内部留保の残高が結構大きいんですね。そういう意味からすると、県政貢献という意味からすれば、1億円という金額じゃなくても、もう少し検討もできるのではないかと。資金使途についても、再度検討も必要ではないかというふうに私は思いますけれども、それは要望として出しておきたいというふうに思います。

反映をさせていただけたらと思います。

末宗委員長 ほかに意見はありませんか。

羽野委員 先ほどの質問の関係で、剰余金処分案の審査をするのに理由が一発処分であればいいか悪いかでいいんですけども、振り分けて、分割して処分するわけですから、その振り分けた理由をできたら文書でいただきたいと思います。

20%を積み立てる慣行を内部でやっているとかいうなら、そういうふうに書いていただければいいと思いますので、今後の参考にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

末宗委員長 ほかにありませんか。

ただいま委員からいただきましたご意見、ご要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思いますが、詳細については委員長に一任願います。いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

末宗委員長 それから、先ほど羽野委員から、剰余金処分に関する資料提出の要求がありました。

お諮りいたします。

ただいまの資料を、委員会として要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

末宗委員長 ご異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定いたしました。

以上で企業局関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩いたします。

11時14分休憩

13時00分再開

吉岡副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、病院局関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

病院局長及び関係者の説明を求めます。

田代病院局長 病院局長の田代でございます。委員の皆様方におかれましては日頃から病院事業の運営につきまして、ご理解ご支援を賜り心からお礼を申し上げます。

本日は、病院事業に係る決算についてご審議いただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに決算特別委員会の審査意見に対する措置結果につきまして、ご報告いたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをごらんください。

下段の⑨の内容について、一層の経営安定化に取り組んでいく必要があるとの意見をいただいております。

これに対する措置結果などの主な内容について説明申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

平成26年度は、第二期中期事業計画の最終年度であり、思いやりと信頼の医療を基本理念に、医療機能の充実や経営の健全化などに取り組みました。

1 医療機能については、平成26年4月に循環器センターを設置し、循環器医療の機能強化を図ることといたしました。臨床検査科部は、病理部と検査研究部の2部に分け、それぞれに専任の医師を配置し、検査体制の充実を図ったところです。

26年11月には、エボラ出血熱対策として県内唯一の第一種感染症指定医療機関の指定を受けました。

今後も、がん医療などの充実・強化を図り、良質な医療を提供することで、安心・信頼して利用いただけるよう努力してまいります。

2 環境整備についてですが、患者ニーズの多種多様化や働く職員の要望にも対応できる環境づくりのため、様々な環境の整備に取り組んでおります。

医療サービスでは、3ページに移りまして、医療の質や安全性向上のため、7対1看護体制を導入しております。

患者サービスでは、病棟の電動ベッド100台、外来の待合椅子97台の更新、図書コーナーの設置、医療相談室・手術室前の家族待合ホールの改装を行いました。

施設・設備では、病院機能を維持していくための大規模な改修や、外来機能の充実が必要であることから、今年度から増築棟の工事に着手しました。

3 経営については、必要な投資などをして医療の質を向上させる取り組みと同時に、収支改善対策に取り組み、経営の健全化を図っています。

なお、病床利用率の低下につきましては、急性期医療への特化により平均在院日数が年々短くなっていることが大きな要因ですが、新入院患者数は増加しており、今後ともかかりつけ医との連携強化により病床利用率の向上に努めてまいります。

4 ページに移りまして、収益では、高度・専門医療、急性期医療を提供することで、高い診療報酬を得ることが可能となりました。

特に、平成26年度は、母体・胎児集中治療室が施設基準に適合するよう改修を行い、管理料の収益増を図りました。

費用では、給与費に次いで多い薬品費について、薬事委員会で品目の審議を行い適正な

薬品の管理を目指すとともに、後発医薬品の導入により費用の削減を図ってきました。

これらの取り組みを通じて、医療の質の向上と経営の健全化の両立を図りながら、経営基盤の強化に努めております。

なお、医業未収金につきましては、後ほど決算状況の詳細説明とあわせてご説明いたします。

以上で、決算特別委員会の審査意見に対する措置結果の説明を終わります。

次に、6ページをお開き願います。

決算状況の概要です。

26年度は31億7千万円という大幅な赤字となりましたが、これは会計制度の改正により、新たに退職給付引当金を一括計上したことが主な要因であります。

また、一般会計からの繰入金については、下に繰入金の推移を記載しております。

この表には記載がありませんが、18年度以降順次削減をしており、今後も抑制に努めてまいります。

以上で、決算状況の概要について終了いたします。

詳細等につきましては、このあと次長兼事務局長からご説明申し上げます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは県立病院の組織及び事業概要について、お手元に配付しております冊子、病院の概況でご説明いたします。

1ページから2ページにつきましては、病院の沿革を記載しておりますので後ほどごらんください。

3ページをお開きください。

病院の組織機構についてご説明いたします。

まず、診療部門についてですが、循環器内科部から地域医療部まで24科部ありますほか、図の下のほうに記しておりますがんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センターがあります。

また、中ほどの中央診療部門には放射線科部からリハビリテーション科部まで9部、その下、医療技術部門に薬剤部から栄養管理部まで4部とMEセンター、さらに最も職員数の多い看護部が外来、手術室、各病棟等16の部署に配属されております。

なお、事務部門は総務経営課を初め3課体制で事務局を構成しております。

次に、職員数についてご説明いたします。

資料6ページをお開きください。

職員の状況といたしまして、平成27年5月1日現在の職員数を記載しております。

1番上の医師が152名のほか医療技術職、看護師、事務職等合計955名が当院の職員総数であります。

7ページ以降に各部署での職員配置を掲載いたしております。

施設に関しましては、13ページ以降、配置図、平面図等を載せておりますので後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、23ページをお開きください。

当病院の許可病床は578床でございますが、病棟再編を行い現在の稼働病床は括弧書きにありますように、感染症病床も含め521床でございます。内訳はすぐ下の(2)の表に記載しております。

その下の（３）入院患者延数、病床利用率、平均在院日数の欄をごらんください。表の１番下の行が平成２６年度の数値でございますが、入院患者延数は１４万５，２８２人、一般病床利用率は７８．２％、平均在院日数は１１．７日となっております。

続いて２４ページに移りまして、ページ中ほどの（５）外来患者延数、１日平均診療人員の欄をごらんください。

２６年度の外来患者延数は２０万４，４４７人、１日の平均診療人員は８３７．９人となっております。

このほかに２５から２７ページには、手術・検査件数等の業務実績を掲載しております。病院の概況につきましては以上でございます。

続きまして、平成２６年度決算についてご説明いたします。

先ほどの資料、決算特別委員会資料の７ページをお開きください。

３決算状況報告についてご説明します。

まず（１）決算報告書（収益的収入及び支出）です。

上の表、収入の部の決算額は、右から３番目の税込決算額の欄、上から２行目にありますように、第１項医業収益は１３２億２，８５５万３，３５２円です。

その下、第２項医業外収益１６億８５８万３，５６９円は、一般会計からの繰入金などによるものです。

その下、第３項特別利益２億８，８０６万８，２０９円は、過年度損益修正益、長期前受金戻入によるものです。

以上、合計しました病院事業収益の決算額は１番上の行で、１５１億２，５２０万５，１３０円となっております。

その左の予算額の合計欄１５１億６，３００万６千円に対して、決算額の増減は３，７８０万８７０円の減となっております。

次に、下の表、支出の部の決算額は、右から４番目の税込決算額の欄、上から２行目にありますように、第１項医業費用は１４１億３３７万１，３８０円です。

その下、第２項医業外費用２億２，５３３万１，９１７円は、企業債の支払利息等です。

その下、第３項特別損失３９億３，５３５万４，２００円は、過年度損益修正損、会計制度の改正に伴う損失です。

以上、合わせまして病院事業費用の決算額は、１番上の行で１８２億６，４０５万７，４９７円となっております。

その左の予算額の合計１８７億６，１２９万２千円に対して４億９，７２３万４，５０３円の不用額が生じています。

次に、８ページをお開きください。

（２）決算報告書（資本的収入及び支出）の状況です。

まず、上の表、収入の部の決算額は、右から３番目税込決算額の欄、上から２行目にありますように、第１項企業債は１億９，９００万円で、これは医療機器購入に伴う企業債の借り入れです。

その下、第２項負担金は４億８，７８０万８千円で、これは企業債の元金償還に係る負担金を県から受け入れたものです。

以上、合わせまして資本的収入の決算額は、１番上の行で６億８，６８０万８千円とな

っています。

次に、下の表、支出の部の決算額は、中ほど右寄り税込決算額の欄、上から2行目にありますように、第1項建設改良費は4億8,059万5,515円で、検体搬送システムを初めとする医療機器の購入費及び母体・胎児集中治療室の改修費です。

その下、第2項企業債償還金は12億8,808万857円で、これは病院施設整備や医療機器購入等のために借り入れた企業債の元金償還金です。

以上、合わせまして資本的支出の決算額は、1番上の行17億6,867万6,372円となっています。

なお、収入額が支出額に対し不足する10億8,186万8,372円は過年度分損益勘定留保資金等で補填しました。

次に、9ページをお開きください。

(3) 損益計算書の内容についてご説明します。

まず、医業損益です。入院・外来収益などの1医業収益は、金額と記載されている真ん中の1番上の欄にあります132億1,669万3,707円に対して、給与費や材料費などの2の医業費用はその下136億4,393万2,837円となっており、差し引きは、1番右の欄にありますように4億2,723万9,130円の医業損失となっています。

次に、医業外損益は、一般会計からの負担金の繰り入れなどの3医業外収益が、金額の真ん中の、上から2段目の欄の15億9,935万1,583円に対して、企業債の支払利息や長期前払消費税額償却などの4医業外費用は、その下6億9,927万8,495円となっており、差し引きは、1番右の欄にありますように9億7万3,088円の利益です。

その結果、経常収支は、先ほどの下の欄にあります4億7,283万3,958円の経常利益となっています。

次に、特別利益は、過年度損益修正益と長期前受金戻入を合計した、金額の真ん中の下から2段目の欄にあります、2億8,806万8,209円です。

次に、特別損失は、過年度損益修正損と、その他特別損失を合計した、先ほどの下の行にあります39億3,535万4,200円です。

差し引きは、1番右の欄にありますように36億4,728万5,991円の損失となっています。

以上により、当年度純損益は、先ほどの下の欄に記載してあります31億7,445万2,033円の純損失となっています。

純損失の主な要因としましては、会計制度の改正により退職給付引当金を一括計上したもので、年度末に在籍する全職員が退職した場合の必要額を引き当てております。

このような一括の引き当ては今回だけとなりますが、実際には現金支出を行うものではありません。

また、その他未処分利益剰余金変動額が59億2,775万2,671円生じております。この変動額は、これまで資本剰余金に累積していた県からの繰入金などを利益剰余金に変動したことによるものです。

前年度繰越欠損金は29億4,960万1,773円ですが、当年度純損失と先ほどの

その他未処分利益剰余金変動額を加えた金額、このページの1番下の欄に記載しております1億9,630万1,135円が当年度未処理欠損金となります。

以上で、決算内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、10ページをお開きください。

4個人医業未収金の状況についてご説明します。

平成27年8月末での個人医業未収金の額は②の1番下の欄ですが1億6,076万3,592円となりました。

昨年同時期、平成26年8月末の額は①の1番下の欄ですが1億7,273万1,052円でしたので、増減額は1,196万7,460円の減少となりました。

未収金処理対策につきましては資料の5ページにお戻りください。

ここに記載しておりますように、発生の未然防止と早期回収の両面からの対策を講じています。

まず、発生防止策としては、各診療科と医事・相談課が連携して高額療養費制度や出産育児直接支払制度を積極的に活用し、患者の窓口負担の軽減を図るとともに、クレジットカードでの支払いなど利便性の向上に努めております。

また、審査意見にありました無保険者などの経済的困窮者への対応につきましては、相談を受けたメディカルソーシャルワーカー等が、福祉事務所等の支援機関と連携し、生活保護制度の活用や健康保険の加入の支援を行うとともに、生活実態に応じた納付計画を協議し、分納額や支払期日を明記した納入誓約書を提出してもらうなど、きめ細かい対応を行っているところであります。

回収策としては、納期限後の文書催告、平日の訪問徴収に加え月3回の休日訪問徴収や毎週の夜間電話催告を継続的に行っております。

また、平成25年10月からは過年度未収金の回収業務を弁護士法人にも委託の上、回収に当たっているところでございます。

今後とも、適切な債権管理のもとに、医業未収金の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料の11ページをお開きください。

このページは一般会計負担金等の状況を、次の12ページは損益及び一般会計繰入額の推移を、最後の13ページは平成22年度から平成26年度までの比較損益計算書を記載しています。

以上で、26年度決算の説明を終わります。

続きまして、「平成26年度行政監査、包括外部監査の結果の概要」につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料、「平成26年度行政監査、包括外部監査の結果の概要」でございますが、病院局は昨年度の行政監査については対象となっていませんでしたので、包括外部監査についてご説明させていただきます。

資料の2ページに概要等記載されておりますが、時間の関係で説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。

9の欄に病院局の結果が記載されております。委託の予定価格の根拠となる内容が明確

でなかったとして1件指摘を受けたものです。

次に、資料の26ページをお開きください。

9の欄が病院局関係で、この26ページから27ページにかけて計13件の意見をいただいております。

なお、まことに恐縮ですが、時間の関係で個別の説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

吉岡副委員長 次に決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

米濱代表監査委員 平成26年度大分県病院事業会計決算に係る審査結果につきまして、監査委員を代表してご説明いたします。

お手元に配付の平成26年度大分県公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

まず、第1審査の概要の中の3審査の手続きをごらんください。

病院事業の決算審査に当たっては、本事業が本来の目的に沿い、経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているかという点に主眼を置き、決算書類は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているか等、こちらに記載の4点について関係職員の説明を求めるなどして慎重に審査をいたしました。

次に、第2審査の結果についてであります。

病院事業会計の決算書類は、事業の経営成績及び財政状態ともに適正に表示しており、かつ出納取扱金融機関の預金残高証明書にも合致し、正確であると認められました。

次に、審査の内容ですが、3ページをお開きください。

3ページから7ページにかけて事業の概要について、8ページ及び9ページに予算及び決算の状況について、10ページ及び11ページに経営成績について、12ページから14ページにかけて財政状態についてそれぞれ記載しておりますが、これらについての説明は割愛させていただきます。

15ページをごらんください。

審査意見についてです。

まず、1経営成績及び財政状態ですが、平成26年度における病院事業の経営成績は、総収益151億411万3,499円に対し、総費用は182億7,856万5,532円で、差し引き31億7,445万2,033円の純損失が生じております。

これは、医業収益及び医業外収益はともに増加したものの、医業費用、医業外費用、特別損失ともに増加し、特に特別損失は退職給付引当金等の計上により大きく増加したため、総費用の増加が総収益の増加を上回ったことによるものです。

次に、財政状態については、この項の中段から記載してございますが、流動比率は243.5%と堅調であり、新会計基準への移行により、自己資本構成比率が11.0%となりましたが、一方で累積欠損金は1億9,630万1,135円となり、前年度に比べ大きく減少しております。

以上により、大分県病院事業は、引当金の計上などにより単年度赤字となりましたが、經常収支ベースでは黒字が確保されており、財務の健全性も新会計基準への移行による影響を除けば前年度並みを維持していることから、経営成績、財政状態ともにおおむね安定しており、経営改善の取り組みの成果があらわれていると考えられます。

次に、2 総合意見としましては、平成 26 年度の大分県病院事業は、第二期中期事業計画の最終年として、急性期医療のさらなる重点化などの取り組みの結果、診療単価が増加し医業収益は増加しました。

また、平成 19 年度から 25 年度まで連続で純利益が確保されたこと、高度・専門医療等の各種施設指定が進み診療機能の充実が図られたこと、また職員の意識改革も進み第二期中期事業計画も一定の成果を得たものと評価できます。

しかしながら、平成 26 年度においては、医業収支比率が低下しており、医療機能及び医療提供体制のさらなる充実、病診連携の強化、コストの最適化等に一層注力する必要があります。

また、病院の経営環境は、診療報酬の改定や国・県の医療政策、医師・看護師不足などにより厳しさを増しており、これらの課題に迅速かつ的確に対応していくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、県民医療の基幹病院として、第三期中期事業計画の取り組みを着実に進めることが肝要であり、当面の課題である大規模改修工事を円滑に実施するとともに、戦略的経営の実践と患者目線のサービスの徹底により、県民に信頼され地域とともに歩む病院として持続可能な運営に努められますよう要請をいたしました。

以上で、大分県病院事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

吉岡副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

ここで委員の皆様申し上げます。

執行部に対し、資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いいたします。

事前通告が 2 名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

二ノ宮委員 初めての決算審査ということで、どういう質疑をしてよいかよくわかりませんでした。先ほどの監査意見の中で、経営成績、財政状態等もおおむね安定しているということで大変お疲れさまです。

個人的な感じとして、公的な病院については、設置経過といたしますか、そういう中でずっと赤字が続くものと思っていたんですが、当病院につきましては黒字ということで、大変努力をしているというように思っています。

それで、質問に移りますが、決算書の 4 ページの資産購入について、この中の業者選定の基準及び契約に至るまでの事務手続についてお伺いをいたします。

もう 1 点は、決算審査資料 9 ページの業者別の薬品購入状況についてです。決算書を見ますと、この費用全体の 30% を占める医療材料の購入については、経営面から大変な苦勞があると思っております。業者選定の基準及び薬の選定について、決定までの事務手続についてもお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

秋吉会計管理課長 まず、1番目の資産購入についてでございます。

決算書の4ページに記載されております資産は、契約金額100万円以上の医療機器の名称等を個別に記載しております。その他100万円未満のものと合わせて合計4億1,395万831円を計上しております。

病院局の契約事務につきましては、県の契約事務規則の規定を準用しており、予定価格が2,700万円以上の機器購入2件については、特定調達による一般競争入札で県報に公示をして入札参加者を募集いたしました。160万円以上2,700万円未満のものについては、競争入札参加資格者の中から2社以上による指名競争入札を実施しており、該当する契約は33件、そのほか160万円未満のものについては複数の業者から見積書を徴し、最低価格を提示した業者と契約しております。

2つ目のご質問、薬品購入状況についてでございます。薬品の選定については、各診療科から診療に必要な薬品を申請させ、病院内の薬品に関する決定機関である薬事委員会で効果、費用等を勘案し、採用の可否を審議して決定します。業者の選定に当たっては、薬品の安定供給の観点から、県内に本支店のある業者から取り扱い可能な業者全てを指名し、見積書を徴し、最低価格を提示した業者と契約しております。

なお、血液製剤及び放射性医薬品については取扱業者が限られることから、それぞれ赤十字血液センター、日本アイソトープ協会と契約しております。

以上です。

二ノ宮委員 入札ですから公平、公正、それから透明性というのが1番必要だというように思っています。その中で、例えばの話で、資産購入の機器類を見ると、恐らくほとんどが特殊なもので、なかなか競争という原理が入らないんじゃないかと少し心配しています。そういう中で、仕様書をどのようにつくるかということ、それから、なかなか1つの機種を選定をした場合に、そこで競争が働かないんじゃないかと思っておりますが、そういう場合の入札方法については、どういうふうにご注意されているかについてお伺いいたします。

秋吉会計管理課長 1つ目の仕様書の作り方ということでございますが、まず1つは、実績のある業者から参考見積もりを徴しまして、それを基本にして仕様書を作成しております。また基本的には指名競争入札ということで、複数の2社以上の業者を指名しておりますので、1社では成立いたしません。常に複数の業者から入札をさせて、最低価格の業者に決定をするという方法をとっております。

以上です。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 補足で説明させていただきます。

仕様書の作成につきまして、高額な医療機器等につきましては、専門の技師、例えば当院の放射線技師とか、そういった関係職員で自分たちが今後必要とする機器の必要な部分を精査し、仕様書をまとめていくという方法もとっております。金額の小さいものにつきましては、先ほど説明いたしましたように、参考をいただきながらつくっていくというような手法をとっております。

二ノ宮委員 専門的なことがよくわからないので、人工心肺システム5,900万円。こういう機種については、医師の方からこの機械が欲しいとなった場合、なかなかそこで競争が働かないんじゃないかと。そういうところで、このメーカーが幾つでもあればいいんですけど、恐らくメーカーも少ないだろうし、取扱社も少ないというような中で、競争原

理が働かないんじゃないかということです。その辺特に気をつけていることがあれば教えてください。

羽吉会計管理課長 確かに、特に高額の医療機器に関してはメーカーが限られているというところはございますが、また複数の卸業者が対応するということもあります。また2,700万円以上の、例示をいただいた人工心肺システム、これはWTO物件ということで、全世界から募集という形の入札をかけており、極力幅広く入札できるような仕組みをとっております。

以上です。

堤委員 1つは、TPPの大筋合意で8年間保存期間というのがほぼ決められるような状況になっておりますけれども、後発医薬品を推進する県病として、この問題をどう捉えているのか、また、その対策をどういうふうにされているかということをお願いします。

委員長、先ほどの執行部の説明を聞いてちょっと聞きたい問題が1つありましたので、追加で質問させていただきますので。

医薬未収金の問題ですね。この企業会計決算審査資料の10ページに、医薬未収金の時効の援用で、平成16年2月29日から3月20日で15万9,860円という数字が出ているんですね。さっき説明のあった決算特別委員会資料の10ページにも、医薬未収金が平成3年以降の分がずっと記載されていますよね。なぜ16年を時効の対象にしたのかというのがちょっとわかんない、平成3年があるにもかかわらず。平成3年はゼロ、平成7年に1万2千円の入金があるみたいだけれども、これも当然、本来で言えば時効の対象になっているわけなんですけれども、そこら辺がなぜ平成3年も含めて残っているのかと。これは回収可能なのかどうかということを確認させてください。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 後発医薬品の件につきましてお答えいたします。

今回のTPPの締結交渉の大筋合意により、薬品をめぐる現状にどのような影響が出るのか現時点では不明でございますが、今後明らかになっていくものと考えております。

県立病院としましては、これまでも患者さんの費用負担軽減と公的負担の軽減、病院の健全経営に向けたコスト削減という観点から後発医薬品の積極的な導入に努めてまいりました。今後も後発医薬品の流通が加速されることになれば、さらに導入を進めていきたいと考えております。

以上です。

後藤医事・相談課長 未収金の時効の対応についてお答えいたします。

公立病院の医療債権につきましては、平成17年の最高裁判決によりまして、私法関係であるということで、消滅時効は民法によるものとなされております。よって債務者の時効の援用がなければ未収金債権は消滅しないという状況でございます。

平成17年度以前は、これは公的債権ということでありましたので、地方自治法に基づき5年の時効が完成しますと自動的に債権は消滅するという、そういう取り扱いがなされてきたところでございます。

それから、なぜ平成3年度の債権が残っているのかということでございますが、債務者によりましては、未収金を少しずつ分割納入をされている方がいらっしゃいます。債務の承認ということで、そういう方につきましては債権は消滅いたしませんので、そういう方々の債権回収については地道に取り組みを行っているところでございます。

以上です。

堤委員 TPPの関係で、たしか日本の後発医薬品等の保存期間は5年だったかなと思うんやけどね、ちょっと明確にわからんだけでも。そうしたときね、8年というのは長くなるんですよね。長くなればそれだけ後発医薬品に対する流通がおくれるということになるわけですよね、外国から入ってくる分についてはね。そういうのに県病はあまり影響はないのかなというのがちょっと心配なんです。当然、国内の後発医薬品を使っているという面もあるんでしょうけど、外国から入ってきた分について、そういう影響というのはないのかなということが1つ目、再質問するね。

それともう1つ、時効の関係ですけれども、この平成3年の方とか、平成6年の方を見ると、昨年からことしにかけて納入がゼロなんです。このゼロという状況がずっと続いているのかというのがね、つまりそれが果たして本人が払いますよと承認したのかどうかちょっとわかんないんですよ。つまりゼロというのが続いているのであれば、約束してもなかなか払えないという。となれば債権としてずっと県病が残すことになるわけですよね。平成3年は5万3千円だから患者さんは1人か2人だと思っただけけれども、そういう方は誓約書とか、何かそういう形できちっと対応されているという理解でいいんでしょうか。再度それを確認したいと思います。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 後発医薬品の件でございます。保存期間というのは、各国で、また各医薬品の種類によって違うというところはございます。先ほど言われました8年になるというものは、12年が8年になるというふうには情報としては私ども捉えているところでございます。詳細については、ちょっと私ども、まだはっきりわかりませんが、そういった今後の動きというのは注視していきたいと思っております。

後藤医事・相談課長 平成3年、平成5年と過去の未収金の取り扱いでございますが、例えば行方不明のために回収が不可能であるという、そういう債権でありましたら、昨年度ですが、そういういくら債権回収を頑張っても回収できないというものについては院内でその調査をし、そういった債権額を確定し、債務者を確定しまして、この議会におきましても債権放棄という承認をいただいた上で不納欠損処分をすることとしております。この平成3年、平成5年に発生した未収金の債務者が個別にどういう方なのかというのは、ちょっと今ここで手元に資料がございませんが、少なくともまだ昨年度の不納欠損、債権放棄の対象になっていないということは現存する方であり、しっかりと引き続いての債務返済の意思がある方というふうには考えられますので、今後またその債務者の方々のいろんな生活状況、生活環境等の変化等もございまして、そういったことを含めてこれから対応を考えていきたいと思っております。

吉岡副委員長 事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

三浦委員 大分県監査委員の決算審査意見書に基づいて2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、深刻化する医師、看護師不足とあり、昨年も決算特別委員会の中で、委員の中から医師、看護師不足の状況について質問があったと思います。その際執行部からは、医師のほうでは救急医、麻酔科医が不足をしていると。看護師は十分足りているというようなご答弁があったようでございますので、現状どうなのかというのが1点と、もう1点が第3期中期事業計画、その中で当面の課題である大規模改修工事ということが上げられていますけど、入札含めて現状をお聞きしたいと思っております。

田代病院局長 私のほうからは、医師、看護師不足のご質問に対してお答えします。

まず、医師不足でございますけれども、定数上は、ほとんど定数を満たしている状況でございます。ただ診療科では、例えば、正規の医師の不足というのがところどころあるんですけど、それは臨時の職員で補っていると。それでも十分補えている実態はあります。

先ほどご指摘がありましたけれども、今、定数上も不足している診療科は私が把握しているところでは3つほどあります。1つは、やはり救急救命医ですね、救命救急センターで働く職員、それから呼吸器外科が1人、整形外科が1人、5人定数上も若干不足していると。臨時の医師もそこでスキ間を埋め切れていないという状況であります。麻酔科は今のところ足りております。

それから看護師不足については、定数上も実質上も今、特別不足をしているという状況ではございません。

以上でございます。

秋吉会計管理課長 大規模改修工事についてお答えいたします。

工事の全体計画は総額で約40億円、工事費が38億円、監理委託費が2億円で、工期は27年度、本年度から31年度の5カ年間で予定しております。また工事の発注及び監督検査業務につきましては土木建築部にお願いしているところであります。

工事の進捗状況ですが、工事は大きく2つに分けておまして、1つ目は、増築棟の建設であります。これは27年7月に契約が調い、既に建築工事に着工しておまして、完成が28年4月末の予定でございます。もう1つの本館改修工事ですが、スケジュールでは請負契約を12月議会に議案として提出する予定でしたが、9月29日に応札がなく不落札が決定したところであります。

今後は、土木建築部において入札不調の原因を調査中でございますので、その結果を踏まえ、両部局で協議しながら必要な見直しを行い、再度公告入札を実施する予定でございます。

以上です。

吉岡副委員長 ほかに、委員さんでのご質問はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡副委員長 では、委員外議員でのご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡副委員長 それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより、内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔監査委員、病院局、委員外議員退室〕

吉岡副委員長 これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

先ほどの病院局の審査における質疑等を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等の取りまとめについて協議いたします。

ご意見、ご要望がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡副委員長 意見がないようであります。それでは審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に一任願います。

以上で、病院局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

[会計管理局入室]

吉岡副委員長 これより一般会計及び特別会計の決算審査に入ります。

まず、決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。説明は要点を簡潔、明瞭にお願いします。

阿部会計管理者兼会計管理局長 それでは、平成26年度の一般会計及び特別会計の決算について、本日から審査いただきます。それに先立ちまして、全体の概要についてご説明いたします。

お手元の資料1大分県歳入歳出決算概要の1ページ、2ページ決算総括表をお開きください。

まず、一般会計ですが、決算額は左から3列目の歳入総額(A)の5,897億8,710万4,712円、その1つ右の歳出総額(B)が5,740億9,076万4,132円となっております。

この歳入総額から歳出総額を差し引いた額、いわゆる形式収支は、次のページの(C)欄にありますように156億9,634万580円となっております。

この中には、平成27年度へ繰り越した事業の財源の一部が含まれておりますので、その2つ右の繰越財源額(D)の130億3,651万1,532円を控除したものが、1番右の実質収支額26億5,982万9,048円で、これが純剰余金となります。

ここで、一般会計決算のこれまでの推移についてご説明いたしますので、最後の15、16ページをお願いします。

このグラフは、平成22年度から26年度までの5年間の一般会計の決算規模の推移を表したものです。

まず、左側の①ですが、白い棒グラフが歳入、黒い棒グラフが歳出です。

1番右が平成26年度で、歳入は、先ほど説明いたしました5,897億8,700万円余ということで、その上段に記載していますように、前年度に比べ219億7,400万円、率にして3.59%の減となっております。

一方、歳出は5,740億9,100円で、前年度に比べ224億8,800万円、率にして3.77%の減となっております。

歳入については、企業業績の回復などにより、法人2税や地方消費税などの県税収入が増えたものの、災害復旧事業や国の緊急経済対策の縮小などにより、国庫支出金などが減少し、あわせて公共事業費などの歳出も減少したことによるものであります。

また、白い棒グラフと黒い棒グラフの差し引きが、先ほど申し上げました形式収支で、グラフの上に示しておりますように156億9,600万円となっております。

次に、右ページ上段の②のグラフですが、白い棒が形式収支、黒い棒がその中に含まれております翌年度への繰越財源額で、それを差し引いたものが実質収支額で、平成26年

度は26億6千万円の黒字となっております。

さらに、この実質収支額の推移を示したものが、下の③のグラフになります。白い棒が実質収支額で、前年度の実質収支額との差を単年度収支額として、黒い棒であらわしていますが、26年度は2億500万円の黒字で、2年連続の黒字となっています。

次に、特別会計をご説明いたします。1ページに戻っていただきまして、上から3段目が11あります特別会計の決算額の合計でありまして、左から3列目の歳入総額（A）は1,329億478万4,925円、1つ右の歳出総額（B）は1,312億9,281万2,182円でありまして、次のページの歳入歳出差引額（C）は16億1,197万2,743円となっています。

これから、その2つ右の繰越財源額（D）の400万円を控除した実質収支額は16億797万2,743円の黒字となっております。

続きまして、会計ごとの内容についてご説明いたします。3ページの一般会計歳入決算額調をお願いします。県税から県債までの15款ございます。

左から3列目の調定額（B）ですが、これは収入することを決定した額で、1番下の合計欄にありますように5,934億2,392万8,453円となっております。

この調定額に対して、その右にあります収入済額（C）の合計は5,897億8,710万4,712円となっております。その収入済額の割合、収入率ですが、右のページの1番下の左から3列目にありますように99.39%となっております。

また、収入済額（C）欄の主なものとしましては、上から2段目の県税が1,085億6,400万円余で、右のページの右から3列目の対前年度比較欄にありますように、前年度より46億2,600万円余、率にして4.45%の増となっています。これは、企業業績の回復等による法人2税や、税率の引上げと円安による輸入額の増などの影響により地方消費税などが増加したことなどによるものです。

次に、その4つ下の地方交付税が1,747億9,800万円余で、前年度より12億4,100万円余、率にして0.72%の増となっています。これは、前年度に地方公務員給与の特例減額措置があったことなどによるものです。

次に、4つ下の国庫支出金が877億2,500万円余で、前年度より245億5,900万円余、率にして21.87%の減となっています。これは、災害復旧事業や国の緊急経済対策の縮小などにより交付金が減少したことなどによるものです。

次に、下から2段目の県債が729億9,600万円で、前年度より110億1,200万円、率にして13.11%の減となっております。これは、発行抑制及び災害復旧債等の発行減によるものです。

次に、3ページの1番右の不納欠損額（D）ですが、合計欄にありますように2億5,400万円余となっております。その主なものは、上から2段目の県税の2億3,300万円余でありまして、滞納金の消滅時効が完成したことなどによるものです。

また、4ページの1番左側の収入未済額につきましては、合計欄にありますように33億9,100万円余となっており、主なものは、県税の26億9,900万円余で、個人県民税などの滞納によるものであります。

次に、5ページの一般会計歳出決算額調をお願いします。議会費から予備費までの14款ございます。

決算額は、左から3列目の支出済額（B）ですが、1番下の合計欄にありますように5,740億9,076万4,132円となっております。前年度と比較しますと、右のページの右から2列目の対前年度比較欄にありますように、合計で224億8,800万円余、率にして3.77%の減となっております。

支出済額（B）の主なものにつきまして、上から4段目の福祉生活費が590億円余で、子育て支援のための基金積立金等の増などにより、前年度に比べ31億8,400万円余、率にして5.71%の増となっております。

次に、中ほどにあります土木費が797億1,200万円余で、災害関連事業や国の緊急経済対策の縮小などにより、前年度に比べ15億4,700万円余、率にして1.9%の減となっております。

その2つ下の教育費が、1,198億8,300万円余で、教育センターの機能強化事業や高等学校等就学支援金制度創設などにより、前年度に比べ25億6,800万円余、率にして2.19%の増となっております。

その2つ下の公債費が902億7,600万円余で、低金利により利払いが減少したことなどにより、前年度に比べ26億8,800万円余、率にして2.89%の減となっております。

また、その1つ下の諸支出金が480億9,600万円余で、国の交付金を活用した基金積み立てが減少したことなどにより、前年度に比べ55億3,900万円余、率にして10.33%の減となっております。

次に、5ページの1番右の翌年度繰越額（C）は、繰越明許費が合計で372億900万円余、その右の事故繰越が1億1,600万円余となっております。主なものは、土木費、農林水産業費、総務費などで、道路改良事業等における地元または関係機関との協議・調整に日数を要したことなどによるものです。

次に、6ページの左から2列目の不用額は、合計で42億4,400万円余でありまして、主なものは、総務費の6億8,700万円余、農林水産業費の16億1,600万円余、教育費の5億9千万円余など、事業費や人件費等が見込みを下回ったこと、また、入札残や経費の節減などによるものです。

以上が一般会計でございます。

続きまして特別会計ですが、7、8ページの歳入決算額調をお願いします。調定額（B）は、合計欄にありますように1,340億6,842万8,384円でありまして、これに対し、その右の収入済額（C）は1,329億478万4,925円で、収入率は右のページの右から3列目にありますように99.13%となっております。

また、その左端の不納欠損額（D）は100万円余でありまして、主なものは、中小企業設備導入資金特別会計の貸付金の償還に係る違約金100万円余で、本年第1回定例会で債権放棄の議決をいただき、不納欠損処分を行ったものであります。

その右の収入未済額は、合計で11億6,200万円余で、主なものは上から4段目の中小企業設備導入資金特別会計の10億3,500万円余で、倒産等による貸付金償還金の未収によるものです。

次に、9ページの歳出決算額調をお願いいたします。

特別会計の決算額は、左から3列目の支出済額（B）で、合計は1番下にありますよう

に1, 312億9, 281万2, 182円となっております。このうち上から2段目の公債管理特別会計が1, 233億500万円余と、その大部分を占めています。

次に、その右の翌年度繰越額（C）のうち繰越明許費6, 700万円は、港湾施設整備事業特別会計の津久見港等の施設整備事業に係るものです。

また、10ページの左から2列目の不用額は、合計で17億4, 300万円余となっております。その主なものは、上から4段目の中小企業設備導入資金特別会計、その2つ下の林業・木材産業改善資金特別会計、また、その下の沿岸漁業改善資金特別会計などで、主に貸付実績が見込みより少なかったことによるものであります。この不用額は、翌年度に繰り越され、貸し付けの原資となるものです。

以上が特別会計でございます。

次に、11ページの一般会計歳入財源別分類表をお願いします。この表は、歳入決算額を自主財源と依存財源に分類したもので、決算額（A）の自主財源につきましては、中ほどの小計欄にありますように2, 296億4, 100万円余、構成比は38.93%、また、依存財源は下から2段目の小計欄にありますように3, 601億4, 600万円余、構成比は61.07%となっております。

この構成比を右のページの25年度の構成比と比較しますと、自主財源では2.86%増加し、依存財源はその分減少しています。これは、自主財源の県税や地方消費税清算金が増加し、依存財源の国庫支出金及び県債が減少したことにより、自主財源の比率が相対的に大きくなったことによるものです。

次に、13ページの一般会計歳出性質別分類表をお願いします。義務的経費、投資的経費、その他の経費と3つに区分されておりますが、決算額（A）欄で、まず、1の義務的経費につきましては2, 555億3, 600万円余、構成比44.51%となっております。これを右のページの25年度と比較いたしますと11億700万円余の増、伸び率で0.44%の増となっております。これは、公債費は減少したものの、給与の特例減額措置の終了等により人件費が増加したことによるものです。

次に、2の投資的経費は1, 227億8, 700万円余、構成比21.39%で、前年度より112億1, 600万円余の減、伸び率で8.37%の減となっております。これは、災害復旧事業費及び東九州自動車道の整備の進捗などに伴う国直轄事業負担金の減などにより普通建設事業費が減少したことによるものです。

3のその他の経費は1, 957億6, 600万円余、構成比34.10%で、前年度より123億7, 900万円余の減、伸び率で5.95%の減となっております。これは、国の交付金を活用した基金積み立ての減少及び中小企業向け融資資金の減等による貸付金の減によるものです。

以上が、平成26年度一般会計及び特別会計の決算概要であります。事業別の決算の内容等につきましては、各部局からご説明いたします。審査のほど、よろしく願いいたします。

吉岡副委員長 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

米濱代表監査委員 平成26年度の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果につきまして、監査委員を代表して、ご説明いたします。

お手元に配付いたしております平成26年度大分県歳入歳出決算及び基金運用状況並び

に健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をごらんください。

表紙の次のページをお開きください。この意見書は、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、本年8月3日に知事から監査委員の審査に付されましたので、平成26年度大分県歳入歳出決算、基金運用状況、健全化判断比率及び書類並びに資金不足比率及び書類について、審査結果を取りまとめ、8月17日に知事に提出したものです。

それでは4枚おめくりいただき、1ページをお開きください。最初に平成26年度大分県歳入歳出決算審査意見書についてご説明いたします。

第1章審査の概要です。第1審査の対象は、平成26年度大分県一般会計及び公債管理特別会計など、11の特別会計であります。

次に第2審査の方法ですが、決算審査に当たりましては、審査に付された歳入歳出決算書等について、決算の計数は正確であるかなど、こちらに記載の4点を主眼として、関係証書類と調査照合し、関係職員の説明を求めるなどして慎重に審査をいたしました。

2ページをお開きください。第2章審査の結果及び意見であります。第1審査の結果であります。平成26年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、関係証書類及び指定金融機関の収支金報告書等と合致し、正確であることを確認いたしました。また、予算の執行、収入支出事務及び財産の管理等につきましては、一部に留意または改善を要するものが見受けられましたが、議決の趣旨及び関係法規等に従い、おおむね適正に処理されているものと認められました。

次に、第2決算の状況です。この項の7行目からになりますが、平成26年度の歳入歳出決算は、一般会計で歳入決算額5,897億8,710万4,712円、歳出決算額5,740億9,076万4,132円となっており、前年度決算と比較して、歳入については、3.59%の減少となっております。これは、県税等は増加したものの、国庫支出金や県債が減少したことなどによるものです。

また、歳出については、3.77%の減少となっております。これは災害復旧費や積立金等が減少したことなどによるものです。

この結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は156億9,634万580円の黒字、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は26億5,982万9,048円の黒字、また、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支も2億498万9,786円の黒字となっております。

また、大分県母子寡婦福祉資金特別会計など11の特別会計の歳入歳出決算の合計額は、歳入決算額1,329億478万4,925円、歳出決算額1,312億9,281万2,182円となっており、前年度決算に比べ、歳入・歳出とも減少しています。この結果、形式収支は16億1,197万2,743円の黒字、実質収支も16億797万2,743円の黒字となっております。

次に、第3審査意見です。平成26年度の決算は、一般会計及び特別会計ともに、実質収支は黒字となっており、また、実質公債費比率が0.6ポイント、将来負担比率が7.3ポイント、それぞれ前年度と比べて減少するなど、改善が見られます。しかしながら、人口減少などに伴って、行政需要は益々複雑化し、増大していくものと予想されますので、

新たな長期総合計画に基づき、県民が主役の基本姿勢に立ち、安心・活力・発展の大分県づくりをさらに前進させるため、引き続き限られた財源の中で効率的で効果的な行財政運営が行われるよう、強く期待するものであります。

以下、今後特に努力していただくよう要請した点について申し述べさせていただきます。

まず、第1点目としまして、行財政改革の推進と財政運営の健全化についてであります。財政の健全化に向けては、平成16年度に着手した大分県行財政改革プランから現行の大分県行財政高度化指針まで数次の行財政改革に取り組み、県税の徴収強化等による歳入の確保や事務事業見直し等による経費縮減が行われた結果、平成26年度の財政調整用基金の残高は431億円になっております。

また、県債残高については、普通会計において前年度に比べ52億円、0.5%減の1兆487億円で、総額としては8年ぶりに減少し、臨時財政対策債を除いた残高も前年度に比べ288億円、4.1%減の6,827億円で、13年連続の減少となるなど、着実に削減が進んでいます。

しかしながら、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増大など財政環境は厳しく予断を許さず、また、国の方針に伴って地方財源の安定的な確保は不透明な状況にあります。

このため、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、常に事務事業の検証を行い選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドを図るとともに、積極的な収入確保と徹底した無駄の排除に万全を期し、より一層の行財政基盤の強化に努められますよう要請をいたしました。

第2点目は、収入の確保についてであります。まず、(1) 県有財産の利活用であります。未活用の財産等につきましては、大分県新県有財産利活用推進計画に基づき、施設跡地の売却や貸し付けなどが進められてきたところではありますが、ネーミングライツや広告収入など多様な手法を活用し、さらなる収入の確保や維持管理コストの削減に努められますよう、要請をいたしました。

次に、(2) 収入未済の解消であります。一般会計及び特別会計の収入未済額の合計は45億5,394万6,064円で、前年度に比べ4億3,065万2,972円、8.64%の減となり、5年続けて前年度を下回りました。このうち、県税については、徴収対策を強化したことなどにより、前年度に比べ3億6,677万3,203円、11.96%と大きく減少するなど各機関の努力により一定の成果が得られております。

他方、前年度に比べて増加しているものもあり、収入未済額全体としては、依然として多額であることから、今後とも、引き続きその解消と新たな発生防止に努められますよう要請をいたしました。

4ページをお開きください。第3点目は、財務事務の執行についてであります。定期監査、臨時監査等の監査結果では、おおむね適正な処理が行われていますが、是正改善が必要な事項として、(1) 財産の管理について、(2) 会計事務について、(3) 契約事務について、それぞれ記載しておりますような事例が認められましたので、管理の適正化、事務の審査・相談体制の強化、研修の充実に一層務めるよう要請をいたしました。

以上が歳入歳出決算についての審査意見であります。

なお、5ページから94ページにかけては第3章決算の概要として個別の内容を述べておりますが、説明は割愛させていただきます。

次に、95ページをお開きください。平成26年度の基金運用状況についての審査意見であります。

まず、第1章審査の概要ですが、第1審査の対象は大分県土地開発基金など3基金であります。

第2審査の方法は、基金運用状況書の計数は正確で、関係証書類と合致しているかなど、こちらに記載の3点に重点を置いて審査いたしました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果は、各基金とも基金運用状況書の計数は正確で、関係証書類とも合致しており、基金運用は設置目的に沿い、正規の手続によって執行されていることが認められました。

次に、第2審査意見といたしましては、各基金とも、それぞれの設置目的に沿って有効な活用に引き続き努力されるよう要請をいたしました。

次に、97ページをお開きください。平成26年度大分県健全化判断比率についての審査意見であります。

まず、第1章審査の概要ですが、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼として関係書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるなど慎重に審査をいたしました。

次に、第2章審査の結果及び意見であります。第1審査の結果にありますように、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、第2審査意見としましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていないことから算定されなかったこと及び実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化基準未満であったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

最後に98ページをお開きください。平成26年度資金不足比率についての審査意見であります。

まず、第1章審査の概要ですが、第1審査の概要にありますように審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼に、慎重に審査をいたしました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果にありますように審査に付された大分県病院事業会計など、記載の6会計につきまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、第2審査意見としましては、いずれの会計も資金不足比率は算定されず、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

以上で、平成26年度大分県歳入歳出決算等の審査の結果についての説明を終わります。

吉岡副委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁をお願いいたします。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡副委員長 ないようでございます。

それでは、委員外議員でございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡副委員長 特に質疑はないようでありますので、これをもって決算の概要及び決算審査等の結果の審査を終わります。

なお、監査委員は、これで退席となります。

お疲れさまでした。

〔監査委員退室〕

吉岡副委員長 これより、会計管理局関係の審査に入ります。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔、明瞭にお願いします。

それでは、会計管理局長の説明を求めます。

阿部会計管理局長 それでは、会計管理局の平成26年度決算についてご説明いたします。お手元の一般会計及び特別会計決算事業別説明書の275ページをお開きください。

歳出決算の総括表でございますが、上の表の一般会計につきましては、予算現額の合計欄9億2,583万4,400円に対しまして、支出済額は9億1,328万4,593円、不用額は1,254万9,807円となっております。

次に、その下の用品調達特別会計ですが、予算現額の合計欄22億6,465万5千円に対しまして、支出済額は21億3,915万7,084円、不用額は1億2,549万7,916円となっております。

次に、277ページをお願いいたします。まず、会計課及び審査・指導室分についてです。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は2億3,525万9,502円でありまして、職員29人分の給与費でございます。

次に、第6目会計管理費は、会計事務の指導等に係る経費であり、決算額2,013万1,181円でございます。

次に、278ページをお願いいたします。用度管財課分ですが、第1目一般管理費の決算額は3億3,587万1,192円でありまして、職員44人分の給与費でございます。

次に、第6目会計管理費は、集中管理車の維持管理などに要した経費であり、決算額4,029万7,633円でございます。

次に、279ページをごらんください。第7目財産管理費は、県庁舎本館及び新館の維持管理などに要した経費であり、決算額2億4,537万1,103円でございます。

次に、280ページをお願いいたします。第8目県庁舎別館及振興局費は、県庁舎別館等の維持管理に要した経費であり、決算額3,635万3,982円でございます。

以上が一般会計分でございます。次に、用品調達特別会計でございます。この特別会計は、県の機関で使用します文具などの消耗品や備品、印刷物といったいわゆる用品の調達事務を一元化し効率的に行うために設けている特会でございます。

まず、第1目用品総務費の決算額は265万5千円でありまして、これは前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、281ページをお願いいたします。第2目用品費の決算額は21億3,650万2,084円でありまして、各所属からの要求に基づく用品の購入に要した経費でございます。

次に、別冊の決算附属調書の15ページをお開き願います。

不用額の主なものですが、1番左の科目欄の総務費の総務管理費のうち中ほどにあります会計管理費443万6,186円は、先ほど決算事業別説明書で説明しました会計課及び用度管財課の事務経費の不用額でありまして、経費の節減等によるものでございます。

次に、54ページをお願いいたします。1番下にあります用品調達特別会計の用品費1億2,549万7,916円は、各所属からの用品調達要求が見込みを下回ったことにより不用となったものであります。

続きまして、今回の審査事項にあります「平成26年度行政監査、包括外部監査結果の概要」につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料の平成26年度行政監査、包括外部監査結果の概要でございますが、会計管理局は昨年度の行政監査の対象となっておりませんので、資料の2ページをお開き願います。包括外部監査結果の概要でございます。

平成26年度の監査では、委託契約に係る財務事務の執行についてをテーマとして、4番の監査の着眼点にありますように、県全体や所属各部局における委託契約管理が適正に行われているか等の視点で、50件の監査結果及び147件の意見を全体でいただいております。

会計管理局のうち、主なものですが、3ページをごらんください。

1番の外部監査の結果のうち、(1)大分県全庁における全般的な委託契約事務に関する状況の第2章随意契約の随意契約公表制度の不遵守についてです。随意契約公表制度の周知不足により、全庁的に公表率が低く、制度の趣旨が達成されていないことから、県の契約事務に対する県民の信頼確保のため、随意契約執行指針の遵守を徹底する必要があるとのご意見をいただきました。

次に、10ページをお願いいたします。外部監査の意見のうち、第1章の2段目のあるべき会計事務の実践に必要な意識レベルの向上についてですが、原契約の担当部署は、主体的・自立的な会計上のコンプライアンスの実践が重要なことから、全職員に会計事務処理上のコンプライアンス意識の浸透を図ることが望まれるというご意見をいただきました。

同じく10ページの1番下の大幅な仕様変更の事務手続のあり方の検討についてですが、仕様的大幅な変更を検討する場合において、変更契約によるのか、新たな別契約とすべきかどうかを明確に区別するための客観的な基準を整備することが望ましいとのご意見をいただきました。

最後に、11ページです。1番上の再委託手続のあり方の検討についてですが、再委託の可否の判断を合理的かつ客観的に行うための基準を整備することが望ましいとのご意見をいただきました。

以上で会計管理局の決算及び包括外部監査の結果等についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

吉岡副委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

堤委員 事業別説明書の中の清掃等の委託料がありますね。279ページの県庁舎管理費。県庁舎本館及び新館の維持管理の清掃等委託料が6,500万円になってますね。あと別館の方が620万円で大手町駐車場が920万円。この清掃委託料の差は、平米数か何かでしているんですか。

それとこれ、一般競争入札に出しているのかどうかということと、実際に清掃されている方が、掃除をする日数が減ってきたと言うんですね。それで自分の収入が減ってくるから困るという意見も聞くんですが、そのことについて県に話は来ていますか。

森崎用度管財課長 財産管理費の中の県庁舎管理費の中にあります清掃等の委託料につきましては、本館・新館における清掃等の委託料になります。

それから県庁舎別館及び振興局費の中の清掃等委託料につきましては、これは別館の清掃等委託料が中心になります。これは平米数がかなり違いますので、そこで差が出ております。

それと一般競争入札の関係ですが、清掃の関係は本館も新館も別館もWTO関係になりますので、全て一般競争入札になります。

それと入札について、県としては適正な価格を組んで入札をしておりますので、今のところ適正に履行されていると思っております。

羽野委員 説明にはなかったんですが1点だけ。決算に関する調書の85ページに財産管理費がありますが、これは2,900万円強の減額補正がある中で、予備費から284万円強と言うことで支出されています。

支出の状況を見ると、恐らく報償費8節か次のページの22節補償補填及賠償金の分だと思いますが、これから推計すると恐らく何らかの損害賠償に伴って専決処分で支出されたのではないかと推察されますが、この損害賠償に至った具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

森崎用度管財課長 和解に至った具体的な内容についてご説明いたします。

県では、県庁舎本館・新館・別館及びその敷地内の警備業務と外来駐車場の整理業務を平成12年度から民間業者に委託しており、近年は3年間の長期継続契約を締結しております。

平成25年9月6日に実施したこの警備業務等の委託の入札手続におきまして、大分総合警備管理株式会社が提出した入札書に代表者氏名の記載がなかったということから、大分県契約事務規則等に基づきまして、この入札を無効といたしました。が、これを不服といたしまして、平成25年10月11日、同社から大分地方裁判所に訴訟が提起されました。

原告の請求は、最低入札価格で応札した原告を落札者とするという決定をして契約を締結し、また、契約承諾までの間、月6万4,957円を支払えという内容でありました。

県といたしましては、入札公告等で代表者氏名を書くように記載しているということを中心として主張して争いまして、口頭弁論等を経て結審しましたが、その後、裁判所のほうから和解勧告がなされまして、こちらとしても内容を十分に検討した結果、これを受け入れることになりまして、議決を受ける時間がありませんでしたので、専決処分を行いまして、平成26年12月25日に和解に応じたところであります。和解条項で示された解決金及び弁

護士費用については、予備費を充当して支払っております。

なお、専決については、3月議会で報告して、承認されております。

以上です。

土居委員 事業別説明書の280ページです。県庁舎別館の管理費があります。これ平成25年度の当初予算と比べて1千万円くらい落ちているんですが、どこをどのようにしたのか教えていただければと思います。

森崎用度管財課長 昨年度の決算と比べますと、大きいのが清掃等の委託料の減がございます。それから市町村会館の管理費の負担金が752万円ほど減になっております。これは市町村会館の改修工事がありまして、その負担金があったんですが、その負担金がなくなり、その分が減になっております。

それから光熱水費ですが、これは節電によるものでございます。

清掃等の委託料については、委託料の減ということでございます。

吉岡副委員長 ほかに委員の皆さんよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡副委員長 それでは、委員外議員で質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡副委員長 別にご質疑もないようですので、これをもって会計管理局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔会計管理局、委員外議員退室〕

吉岡副委員長 これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

先ほどの決算の概要、決算審査等の結果及び会計管理局の審査における質疑を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等の取りまとめについて、協議いたします。

ご意見、ご要望等がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡副委員長 特にないようであります。それでは、審査報告の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえまして、委員長に一任願います。

以上で決算の概要、決算審査等の結果及び会計管理局関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもちまして、本日の審査日程は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡副委員長 それでは次回の委員会は、19日、月曜日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでございました。